

財務省告示第百九十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平  
成十七年四月二十八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成十七年五月十日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記

利付国庫債券（二十年）（第七十

二 発行の根拠

六回）  
財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

十四号）第四条第一項、平成十

七年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十七年法律第十九号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・非

価格競争入札発行」という。）

五

方募

入格入  
札格決  
発競定  
行争の

口

国債市  
特別参  
者参加  
非価格  
争入格  
行入格  
行争額

六

イ  
発

入格入  
札格決  
発競定  
行争の

口

国債市  
特別参  
者参加  
非価格  
争入格  
行入格  
行争額

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額の市場。らみ  
募範特のう  
額を困別。ち  
を割内参加募  
り当にお者額  
ていてとを  
各のの割  
申応ののり  
い

いに関の平億いに特四はづ計二額た条発お九つ定う額  
て基すた成六て基別百`き法十で利第行け百いにち面  
`づるめ七七`き計十面行`き行十`四債の例等運`面`き政で  
額き法公年七十五面行`き行十`四債の例等運`面`き政で  
面発律公債のに五万額た条`二付`五債の例等運`面`き政で  
金行第債のにお`四付`五債の例等運`面`き政で  
額した条発行`四付`五債の例等運`面`き政で  
でた条発行`四付`五債の例等運`面`き政で  
五百付一の`四付`五債の例等運`面`き政で  
三十債の規等運`四付`五債の例等運`面`き政で  
七に規定に營`四付`五債の例等運`面`き政で  
億つ定に營`四付`五債の例等運`面`き政で



十 五 後 第 二 期 利 子 以  
 償 還 金 額 限  
 償 還 金 額  
 元 利 金 支 額  
 払 場 所  
 入 札 参 加  
 者  
 払 込 期 日

十 四 初 期 利 子

係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 において取得する者が非居住  
 者又は外国法人である場合に  
 は、前記(一)の算式により算出  
 た金額に当該非居住者又は外  
 国法人が適用を受ける所得税  
 の税率を乗じた金額を控除  
 することができる。  
 平成十七年九月二十日を支払  
 平し、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う(以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。)  

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お い  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。  
 平成三十七年三月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成十七年四月二十八日